



神奈川東ロータリークラブ

KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

DISTRICT 2590/CHARTERED MAY 29-1976/WEEKLY BULLETIN

2010-2011年度 R I 会長 レイ・クリンギンスミス



地域を育み、大陸をつなぐ

2010-2011年度 第2590地区ガバナー 川野 正久

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ● 会 長 横山 範夫 | ● 会長エレクト 加藤 仁昭 |
| ● 副 会 長 渡邊 淳之 | ● 副 会 長 月山 勇 |
| ● 幹 事 飯田 泰之 | ● 幹 事 天野 公史 |
| ● 会 計 朝日 達夫 | ● 副 会 計 田口 健太郎 |
| ● S A A 伊澤 政宏 | ● 副 S A A 小池 将夫 |
| ● 副 S A A 山本 芳弘 | ● クラブ会報 金森 欣一 |

●クラブテーマ「コミュニケーション」●



- 事務局 ホテルキャメロットジャパン内 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-3
TEL : 045-314-3900 FAX : 045-314-3555
- 例会日 毎週金曜日 0 : 30 ~ 1 : 30 PM (第5金曜日 6 : 00 PM)
- 例会場 ホテルキャメロットジャパン 創立記念日 昭和 51 年 5 月 29 日
- URL <http://www.kanagawahigashi.com/>
- E-mail kerc@beach.ocn.ne.jp

2010-2011年度 第38号週報 No. 1692 2011年(平成23年) 4月22日 第1692回例会記録 5月13日発行

司 会 天野 公史 副幹事

点 鐘 横山 範夫 会長

斉 唱 「手に手つないで」

四つのテスト 江森 国一 職業奉仕委員長
(第1例会のみ)

誕生日祝 山崎 善也 会員 (4月29日)

結婚記念日祝 田邊 正彦 会員 (4月23日)

藤橋恒一郎 会員 (4月28日)

梅崎 興生 会員 (5月4日)



本日〈5月13日〉のプログラム

- ◆ 斉 唱 「君が代」「奉仕の理想」
- ◆ 献 立 洋食弁当
- ◆ 卓 話 「講談で知る 災害に屈せぬ人の話」
女流講談師 神田 織音 様
(紹介者 川邊 正男 会員)

幹事報告

飯田 泰之 幹事

- 先週、台北滬尾ロータリークラブの5周年記念式典に参加された高田国際奉仕委員長が、台北滬尾ロータリークラブより東日本大震災の義援金として1,165,000円を預かって来て下さいました。
- 本日、例会終了後にクラブ協議会を開催致します。
場所 ジュビリーⅢ
- 次週、次々週は休会となりますので、次回例会は5月13日となります。また、事務局は5月2日、6日は休みとなります。
- R I より横山会長宛てにベネファクターの感謝状とピン、ポールハリスフェローのピンが届いておりますので贈呈致します。



委員会報告

国際奉仕委員会 委員長 高田 修

台湾台北滬尾ロータリークラブの5周年記念をお祝いする為に、平成23年4月14日(木)より17日(日)まで矢野修二会員と共に訪台をして参りました。

15日(金)の午後6時より典華旗艦館3階温莎堡という会場で盛大に開催され、多くの台北のロータリークラブの方々和日本の2つのロータリークラブとが一緒になってお祝いをさせて頂きました。

途中、横山会長の挨拶文を代読させて頂いた後に、サプライズで花進財会長より東日本大震災による義援金1,165,000円を我がクラブに託されました。進行表には無いことでビックリさせられました。きちんと計画を立てて使わせて頂きたいと思ひます。

翌日の16日(土)の午後6時半には吉品教南店にて津島ロータリークラブ(28名)と神奈川東ロータリークラブ合同の歓迎会を開催して頂きました。住田正幸会長、山田敬治幹事、片岡鉄国際奉仕委員長、他の皆様と、台北滬尾ロータリークラブの会員と一緒に楽しいひと時を過ごさせて頂きました。

日本に戻ってから花進財会長より当クラブに感謝箱を送付するというメールを頂きました。

今回の台北滬尾ロータリークラブ訪問を通じて花会長・陳水源副幹事・呉和錦会員及び津島ロータリークラブの皆様には大変お世話になりました。ここに謝意を表します。



◎例会変更のお知らせ

* 横浜北ロータリークラブ

平成23年5月31日(火) 移動夜間例会
6月7日(火) ⇒ 9日(木) 移動夜間例会
6月21日(火) 年度末旅行

* 横浜港北ロータリークラブ

平成23年6月9日(木) 移動夜間例会・年度末懇親会

* 横浜日吉ロータリークラブ

平成23年5月18日(水) 移動例会(職業奉仕見学会)
5月15日~19日 シンガポール
6月8日(水) 移動夜間例会
6月22日(水) ⇒ 23日、24日 年度末旅行

* 横浜鶴見北ロータリークラブ

平成23年5月19日(木) ⇒ 14日(土) 年度末移動例会

* 横浜都筑ロータリークラブ

平成23年6月22日(水) 移動夜間例会

出席報告

森永 健 委員長

会員総数	55名	(40+15)名	
出席会員数	40名	(33+7)名	
出席率	81.63%		
ゲスト	0名	ビジター	0名
前回補正後	96.15%	前々回補正後	92.45%

スマイルボックス

伊澤 政宏 SAA

山崎善也君 誕生日のお祝い、ありがとうございます。発育が遅れていましたがやっとそれなりの歳になりました。いよいよこれからです。頑張るぞ！

梅崎興生君 結婚祝い頂き、ありがとう。5月4日がその日ですが何回目なのかすぐにわかりません。たぶん、38回目だと思います。

藤橋恒一郎君 結婚祝い、ありがとうございます。今ではお茶飲み友達のような二人です。

横山範夫君 ①昨日の次年度理事・役員・委員長会議参加の皆様、ご苦勞様でした。②本日のフリーディスカッション、山本パスト会長、よろしく願い致します。③茂木先生、猫のクマがお世話になりました。

山本 登君 職業分類に関して、少しお話をさせていただきます。

小池将夫君 来月はいよいよ春の家族会ですね。楽しみです！！

河野明光君 友添君、赤堀君、またはゴルフの約束を守れずゴメンナサイ！

伊東英紀君 次年度役員の皆様、昨日はご苦勞様でした。1年間、よろしくお祈りします。

加藤仁昭君 昨日の次年度理事・役員・委員長会議参加の皆様、ありがとうございます。少し早いですが、次年度ご協力をよろしくお祈りします。

西山 潔君 昨日の次年度理事・役員・委員長会、皆様大変お疲れ様でした。

山田正憲君 キャンディーズのスーちゃんのご冥福を祈って。

天野公史君 ①先日の理事・役員・委員長会議出席の皆さん、ありがとうございます。よろしくお祈りします。②二次会出席の皆さん、おつり分をニコニコに入れさせていただきます。

脇田いすゞさん 昨夜、地震がありました。キャメの14Fにいましたがゆさゆさと恐ろしかったです。いつになったら静かになるんですかね！

茂木知子さん 強運、横山会長のネコが6階から飛び降りしました。これといった外傷もなく、致命的な挫傷もなく、明日退院出来ます。

伊澤政宏君 本日卓話『職業分類について』、山本さん、よろしくお祈り致します。

卓 話**フリートーキング**

テーマ「職業分類について」

職業分類・会員選考委員会 委員長 山本 登



【2010年 手続要覧 国際ロータリー定款 より抜粋】

第5条 会員

第1節 - 構成。R Iの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 - クラブの構成。

(a)クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

(1)一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者（パートナー）、法人役員、支配人のいずれかであること。または、

(2)一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、

(3)本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、

(4)地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、

(5)理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

(b)各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名

4月22日	15件	35,000円
本年度累計		1,824,100円

またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(c) R I 細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、R I 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

第3節 - 定款および細則の承認。R I 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによってR I の本定款と細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第4節 - 例外。本定款もしくはR I 細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がR I 定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、200クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、R I に加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

【2010年 手続要覧 ロータリークラブ定款 より抜粋】

第8条 職業分類

第1節 - 一般規定。

(a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 - 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の

制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第3回クラブ協議会

日時 4月22日(金) 13:40~

場所 ホテルキャメロットジャパン 5F ジュビリーⅢ

今回の協議会では、東日本大震災被災地に対する支援活動についての話し合いがなされ、皆様から活発な意見を頂戴致しました。



5月度定例理事会議案

日時 平成23年5月13日(金) 例会終了後

会場 ホテルキャメロットジャパン 3階 ナイト

議題

【報告事項】

- (1) クラブフォーラム(社会奉仕)開催について
- (2) その他

《審議事項》

- (1) 入会希望者承認の件
- (2) 年度末夜間例会(創立35周年記念)の件
- (3) 同志社女子大学、京都光華女子大学への寄付金の件
- (4) その他

次週《5月20日》の予定

5月20日(金) ⇒ 5月22日(日)

移動例会 「春の家族会」